

# 令和5年度（2023年度）第1回吹田市社会福祉審議会会議記録(概要)

1 日時 令和5年（2023年）11月20日（月）午後2時から午後4時まで

2 場所 吹田市役所中層棟4階全員協議会室

3 出席者

(1) 委員 14名

齊藤 弥生	委員長	石田 成則	副委員長		
石倉 康次	委員	岡田 忠克	委員	宮下 幾久子	委員
大山 七重	委員	三木 秀治	委員	岡村 俊子	委員
櫻井 和子	委員	山之内 一馬	委員	菊澤 薫	委員
岸下 富盛	委員	矢上 敬子	委員	新粂 晃子	委員

(2) 市職員 25名

【全議事に出席】

大山 達也	福祉部長
安井 克之	福祉部次長（福祉総務室長兼務）
紙谷 裕子	福祉総務室参事
齋藤 知宏	福祉総務室主幹
本郷 夏実	福祉総務室主任
上垣 美帆	福祉総務室係員
賀集 恒介	福祉総務室係員

【議事1～3に出席】

大音 秀則	福祉総務室参事
芦田 宏志	福祉総務室主幹
妹尾 圭祐	福祉総務室主査
小西 司郎	障がい福祉室主幹
萩原 伸悟	保育幼稚園室参事
堀 一也	保育幼稚園室主幹

【議事5に出席】

西村 直樹	障がい福祉室長
金崎 智子	障がい福祉室参事
宮川 公平	障がい福祉室主幹
今井 典代	子育て政策室長
湊崎 雄作	子育て政策室参事
越智 千賀	子育て政策室主査
堀 みどり	こども発達支援センター長

【議事6に出席】

安宅 千枝	高齢福祉室長
村尾 佳世	高齢福祉室参事
高畠 真人	高齢福祉室主幹
下村 知生	高齢福祉室主査
廣瀬 優香	高齢福祉室係員

#### 4 内容

##### (1) 開会

##### (2) 議事

議事1 民生委員審査専門分科会の開催状況について

議事2 身体障害者福祉専門分科会の開催状況について

議事3 児童福祉専門分科会の開催状況について

議事4 地域福祉計画推進専門分科会の開催状況について

議事5 障がい者施策推進専門分科会の開催状況について

議事6 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会の開催状況について

##### (3) その他

#### 5 公開・非公開の別

公開

#### 6 傍聴者

3名

#### 7 配付資料

資料1 吹田市社会福祉審議会専門分科会開催実績報告書

資料2-1 第4次吹田市地域福祉計画推進進捗管理シート（抜粋）

資料2-2 吹田市成年後見制度利用促進体制整備検討会議における意見書一式

資料2-3 重層的支援体制整備事業に関する説明資料

資料2-4 令和5年度地域福祉市民フォーラムちらし

資料3-1 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 評価・管理シート  
令和4年度実績評価結果一覧

資料3-2 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に向けた  
スケジュールについて

資料3-3 その他障がい福祉関連施策について

資料3-4 令和5年度第2回障がい者施策推進専門分科会について

資料3-5 第7期吹田市障がい福祉計画の成果目標と主な取組（案）

資料3-6 第3期吹田市障がい児福祉計画の概要

資料4-1 第9期吹田健やか年輪プランの概要（抜粋）

資料4-2 第9期吹田健やか年輪プランにかかる高齢者等の生活と健康に関する  
調査報告書（ダイジェスト版）

#### 8 議事

別紙のとおり

## 議事（会議要旨）

議事1 民生委員審査専門分科会の開催状況について

議事2 身体障害者福祉専門分科会の開催状況について

議事3 児童福祉専門分科会の開催状況について

（事務局から資料1の1～3ページに沿って説明）

委員長 議事1から議事3の専門分科会については、詳しい内容は非公開ということですね。

事務局 はい。これらの専門分科会は、非公開の会議になっております。

委員長 滞りなく、必要事項が決定されたという報告だったと思います。御質問がなさそうですので、次の議事に移ります。

議事4 地域福祉計画推進専門分科会の開催状況について

（事務局から資料1の4ページ及び資料2-1～2-4に沿って説明）

委員長 地域福祉計画の進捗の報告でしたが、議事5で説明のある障がい福祉計画・障がい児福祉計画や議事6で説明のある高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にも共通する事項になっています。すべての専門分科会で足並みをそろえて取組を進めていく必要がある内容ですので、分野横断的な観点から、御意見・御質問をよろしくお願いいたします。大きいトピックとしては重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る体制整備ですが、まずは、重層的支援体制整備事業について質疑をいただき、意見交換ができればと思います。

A委員 重層的支援体制整備事業の包括的な相談支援体制について、新しい窓口を作るのは他市でもなかなか難しいので、現実的に、既存の窓口を活用する方法が望ましいと専門分科会では考えています。一つの法の縦割りのアプローチでは対応できない要援護者を、どういう形で支援につなげていくかということが基礎になっています。市民の方からすると大きくは変わらないように見えるかもしれませんが、市としては、「受けとめ隊」の職員を配置し、解決に向けた支援や事業につなげていくという体制をとれるよう検討されていますので、その辺りについて御意見をいただければと思います。

委員長 縦割りの弊害を超えて、「必要な人に必要な支援を」という方向に行政も変わり、地域も変わろうとする中での取組だと思いました。「受けとめ隊」について、誰が何をするのか、もう少し説明していただきたいです。

事務局 「受けとめ隊」を何人配置するか等の詳細は、これから検討していくところです。「受けとめ隊」となった職員がすべての責任を負うような役割として配置するというのではなく、あくまでも重層的支援体制整備事業の考え方を各室課に共有していく役割での配置を目指しております。

委員長 重層的支援体制整備事業というのは、行政改革や再編といった性格もあると思いました。関連する話はありませんでしょうか。

B委員 支援にうまくつながっているケースもあるし、なかなか表に出てこなくて相談等にたどり着かないままのケースも実際にはあると思います。そういう中で、受け止める体制を整備しようというのは、すごく積極的なことだと思います。国も、制度の谷間にあるケースという言い方で呼びますが、これはなかなか支援が難しいです。複合的な困難を抱えているケースが地域に埋もれて表に出てこない場合が結構多いと思うので、そこを掘み出していくところをどうするのが気になる点ではあります。

委員長 吹田は、民生委員さんをはじめ、地域福祉活動が盛んな地域だと認識していますが、縦割りをなくして総合的に課題を解決していこうという福祉政策の流れについて、何か話が出ていますでしょうか。

C委員 私が受けた相談の中で、人権関係か障がい関係か、どこに相談したら良いだろうかと思うものがありました。市役所で聞いたら、それは保健所に連絡したら良いということでしたが、相談者さんはすでに保健所には相談していたようです。他の相談先を探しているのですが、やっぱり保健所だと言われて、そうお伝えするかどうか今迷っているところです。

委員長 やはり、地域で活動される中で、複合的な課題に関する相談を受けられているということですね。吹田では、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）がすごく活発に活動されていますが、何か御意見がありますでしょうか。

D委員 現状、13名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が色々なところと連携しながら大変忙しく動いているところですが、それでもすべてを掘り起こ

すということは難しい部分もあります。それぞれの地域ですでにつながりのある方は、わりと気軽に福祉委員や民生委員にも御相談いただいています。最近では問題が非常に複雑化していて、高齢者の問題だと思って聞いていると御家族の就労や生活困窮の問題も考える必要がある方や、逆に、御家族との関係が非常に疎遠で権利擁護のために成年後見制度の利用を考える必要がある方の御相談を受けている中で、問題が複雑化してくればくるほど、横のつながり・連携というのが非常に重要になってくると感じているところです。

委員長 成年後見制度の話が出ましたが、何か御意見はありますでしょうか。

E委員 私は、学校でのトラブルの相談をよく受けるのですが、お子さんが問題行動を起こした背景を分析すると家庭でいろいろな問題を抱えていることが多いので、横のつながりができるのは大変ありがたいと思っています。ところで、成年後見制度利用促進というのは、吹田市が積極的に市長申立てを行うということでしょうか。

事務局 現在、吹田市における成年後見制度の相談窓口は、高齢部門では地域包括支援センターが、障がい部門では障がい者相談支援センターが担っておりますが、「成年後見センター」のような看板が上がっているわけではないので、市民の方はどこに相談したらいいのかわからないことがあります。そういった声を受けて、成年後見制度や権利擁護に関する相談窓口として中核機関を設置しようと動いています。ただ、実際の中核機関の役割としては、市民が直接相談する窓口というよりは、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターの後方支援を目的とする機関だと考えており、今後、後見人支援や受任調整の機能なども備えていきたいと考えているところです。

E委員 地域の人や福祉関係の人が後見人になられた方が、より本人のためになると思うことがあるので、そういった方が後見人をされる時にバックアップする体制ができると良いと思います。

委員長 貴重な御意見ありがとうございました。議事5で説明のある障がい福祉計画・障がい児福祉計画や議事6で説明のある高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についても、重層的支援体制整備事業のことをふまえて、議論が深めることができると良いと思います。

案件5 障がい者施策推進専門分科会の開催状況について  
(事務局から資料1の5ページ及び資料3-1～3-6に沿って説明)

委員長 今の説明を踏まえて、何かございますか。

F委員 専門分科会では御質問だけでなく、御意見も非常にたくさん出ておられて、皆さんの障がい者施策に対する関心の高さをいつも感じております。委員の方が、「手話が言語の一つであるというのが、言葉になることが非常に大事なんだ」と、いつも意見を述べておられ、吹田市手話言語の普及及び障害者の意思疎通手段の利用を促進する条例（以下「手話言語条例」という。）ができたということで、一つ進んだと感じました。今後、どのような施策が実施されるのか興味深く思っています。資料3-5で、ダイヤ印で示されているのが重点施策ですが、長い間、毎回意見が出ている部分ですので、少しずつ実現していけばと思っております。

成年後見制度に関しては、障がい分野では親亡き後で特に必要とされています。この先、高齢者の数も増えて、親亡き後の障がい者の数も増えて、成年後見制度の利用者数も増えていくだろうと思いますが、後見人等のなり手が少ないということで、大阪府では市民後見人養成講座を行っています。また、後見人の立場から言いますと、障がい特性が人によって全然違うため、障がいがある方の後見対応は特にチームでやらなければいけないと常々感じていますので、「受けとめ隊」の方もチームの一員になっていただけるとすごく助かるなどと思って聞いておりました。

委員長 市民後見人養成講座について説明いただけますか。

事務局 大阪府で市民後見人養成講座が行われていますが、現在吹田市は参加しておりません。中核機関を設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めていく中で、市民後見人の養成についても検討していきたいと考えているところです。

委員長 市民後見人について、今後、機運を高め、制度や支援体制を充実させていくということですね。ほかに、御意見・御質問はございますか。

G委員 手話の件ですが、私たちボランティアグループが講座をするときは、市で手話通訳者を派遣していただけないということで、大阪ろうあ会館に有料で頼んでいます。手話言語条例ができたことで、もっと自由に市でも相談ができるように

なったら良いと思っています。

委員長 手話通訳者の派遣について、何かありますか。

事務局 聴覚障がい者の方への合理的配慮につきましては、基本的には各事業者で行っていただきます。例えば、講演をされる場合は、それを主催される方が配慮していただく必要があるという立て付けになっています。聴覚障がいの当事者の方には、主に病院へ行かれるときに市から手話通訳者を派遣していますが、それ以外の場面でも派遣してほしいという要望は聞いております。

委員長 画期的な条例ができましたので、ボランティアの皆さんと、当事者の皆さんと一緒に活動できる機会がもっと増えていってほしいと思いながら聞かせていただきました。ほかに、御意見・御質問はございますか。

H委員 私たちの相談業務の半分以上は虐待あるいは不適切養育になっています。そういう御家庭は、保護者の障がい、子どもの障がい、生活困窮など、本当に複雑化・複合化した状況にあります。児童の分野では、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）でいろいろな分野の人が一緒に対応を検討しています。要対協の枠組みと重層的支援体制整備事業の体制の整理について考えられていれば教えていただきたいですし、今後一緒にやっていけたら良いと考えております。

施設入所している児童の約4割に障がいがある状況で、18歳を超えて自立をしていく子どもたちが、いろいろな支援・サービスを使っていくときに、成年後見制度を利用したいと思うことが少なくないです。今は他市のNPO法人にお願いして、弁護士に代理人になってもらって自分自身で申し立てを行っております。中核機関の設置を吹田市でも検討されているということですので、こういったことも念頭に置いていただけたらと思いました。

委員長 複合的な困難があるお子さんたちが自立していく、大人になっていく過程において、成年後見制度が極めて重要であるというお話でした。今のお話を伺うと、子ども、高齢者、障がい者を取り巻く課題について、縦割りの体制では対応できないということを改めて感じました。

案件6 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進専門分科会の開催状況について  
(事務局から資料1の6ページ及び資料4-1～4-2に沿って説明)

委員長 4月からの実施に向けて、計画が着々と準備されているというように拝見いたしました。今の御報告を踏まえて、何かございますか。

I委員 高齢クラブの会員は1万人でございます。執行部としましては、その1万人を、いかにアクティブなシニアにするかということが、やはり最大の任務でございます。今まで行事等にどんどん参加されていた方でも、この3年間で外へ出ずに心身ともに弱っておられる方もおりますし、高齢者にとりましてはこたえる期間でございました。それを何とか取り返すため、少しでも表へ出ていただけるように、観劇などの事業をどんどん取り入れております。

J委員 コロナ禍で、高齢者の方の外出の機会が減ったことで、介護度が落ちているとか、身体機能が落ちているという方も実際増えています。いろいろと制限があった中でもふれあい外出配食という取組をしていただいたことで、今まで婦人会みたいところで活躍されていた高齢者も、そういった機会を得て外出することが増えましたので、その取組については本当に感謝していました。

複合的な課題を抱えている子どもの虐待があつて、その虐待されたお子さんが成長して、妊娠・出産をして、また同じようなことを繰り返していくようなことがあると聞いています。私に関わったケースで、お孫さんが、おばあちゃんを虐待しているケースがありました。スクールソーシャルワーカー(SSW)さんが音頭を取って支援を続けていましたが、サービスを使っているときは関わられるけれども、サービスが途切れたら支援ができなくなってしまう現状があるので、「受けとめ隊」があることで、サービスにつながっていなくても、切れ目ない支援ができるというイメージを持ちました。

委員長 インフォーマルな地域福祉の活動に支えられている高齢者が多いということと、今、介護サービス事業者とつながっている人たちも、そこが切れたときにどうなるのかという問題があるという御指摘だったかと思います。

K委員 薬局は、医療と介護の両方に関わっている場合が多いです。患者さんの様子をケアマネジャーさんやヘルパーさんから聞くことができればよいのですが、高齢で一人暮らしの方の普段の様子はわからない場合が多々あります。御本人はしっかりしているようにおっしゃるけれども、民生委員さんや御近所の方等から聞く御自宅での本当の様子は少し違うこともあります。本当の様子を知る



ことによって、患者さん、利用者さんの無理のない安全な服薬、治療になっていくと思いますので、これからも関わりをもっていければと思います。薬局にも、いろいろな薬局がございます。治療だけではなく、予防に関して力を入れている薬局や、情報発信をしている薬局もございますので、なるべく一つの薬局で全部関わってもらえるようなところに通っていただいたら良いのではないかと思います。

L委員 来年度、医療改定ということで、保険・介護・障がいの三本柱が大きく変わるのでないかと言われております。その中で、どれだけ高齢者に対して寄り添えるような医療ができるかということで、歯科医師会におきましても、在宅訪問診療や吹田市の無料健診を行っております。また、大阪府の総合確保基金事業というのがあります。それは北摂地区で広域にわたってカバーしていこうということで、基幹病院で講習会を開いたり、看護師を対象に在宅もしくは退院後のフォローで連携していこうとしていますので、また御報告させていただきたいと思います。

権利擁護に関連して、最近、高齢者虐待もしくはその介護者への虐待ということもあり、地域包括支援センターの業務が大変だと聞いております。高齢者や障がい者など分野ごとの窓口があると思いますが、問題が複合的になったときに、まず「受けとめ隊」が横のつながりを作って、迅速に動いていただきたいと思います。また、吹田市の特殊詐欺被害が大阪府下ワースト1位だと聞いているので、資料には入っていませんが、警察や消防とも連携していかないといけないと思います。

委員長 今日、吹田市で今行われている福祉施策、社会福祉の領域の施策を横断的に見る事ができた会議だったと思います。いろいろな御意見をいただきまして、私自身も非常に勉強になりました。最後に、副委員長から、包括的に御意見をいただきたいと思います。

副委員長 本日の会議では、今後の社会福祉のあり方を方向づけるための貴重な御意見を皆様の実務経験等からいただきました。私は書物などから国内外の事例を勉強しております。その中で、国内でも同じような施策をやっている自治体はたくさんありますが、いくつも課題が見えています。

重層的支援体制整備事業では、「受けとめ隊」の方や民生委員の方、ソーシャルワーカー、こういった方の役割で重複している部分があります。また、たらいまわし的になってしまい、実際に途中で支援が止まってしまうということもよくあるようです。こういったことがないように、やっぱり責任の所在とい

うのは明確にしておく体制が大事になってくると思っています。また、以前、障がいのある方の雇用の伴走型支援ということで、一般企業で障がいのある方のインターンシップをいくつかの市町村が始めましたが、企業との連携がうまく取れずに中座したケースが非常に多いです。

次に、成年後見制度の件ですが、吹田市のホームページを見て、成年後見制度がどういったものかということ自体はすぐにわかります。しかし、いざ家族などが後見人等になろうとすると、まず家庭裁判所にいろいろと書類を出さなければいけない。そして、後見人等になると、毎月の収入支出を全部把握して管理しなければいけない等、非常に大変な業務を行う必要があるということまではわかりません。そういったことについて、市が後見人等の業務内容がどういうものか説明したり、後見人等の業務を支援したりするための研修会や講演会を実施していただくことが大事ではないかと思っております。また、地元の金融機関ときちんと連携を取っていかないと収入支出の管理が難しくなるといった問題も出てきます。そういう意味で、市が中心となって、地域の企業や金融機関としっかり連携を取ってもらうことも大事だと思います。

最後になりますが、各家庭に入って支援する場合、地域の人、NPOの人、そして家族であったとしても、やっぱり個人情報の問題とかプライバシーの問題、合理的配慮は非常に大事ですので、こういったことについてもぜひ講習会等で徹底をしていただければと思います。

委員長 福祉関係の会議では、福祉の関係者が集まるのが一般的ですが、これからは企業や銀行のように身近な生活に関連する団体を巻き込んで一緒により施策を考えていかなければいけないと感じました。これまでの社会福祉審議会は、報告が分野ごとの縦割りの状態があったように思いますが、今回の会議では分野横断的な方向性が少し見えるようになり、少しずつ空気が変わりつつあり、将来に向けた新しい社会福祉の方向性を感じられた会議だったように思います。

それでは以上ですべての議事を終了させていただきます。本日は貴重な御意見をありがとうございました。